

逗子市福祉プラン

(逗子市地域福祉計画)

後期実施計画

2010年(平成22年)3月

逗子市

逗子市福祉プランとは

1 「福祉プラン」の概要	3
(1) 位置付け	3
社会福祉法との関係	3
逗子市の行政計画体系との関係	3
個別計画との関係	4
民間計画との関係	5
(2) 対象区域	6
(3) 対象者	6
(4) 構成	6
2 改定の経緯と目的	8

前期実施計画の検証と後期実施計画

1 前期実施計画の検証と後期実施計画	11
(1) 主役は市民	11
(2) 実施計画	11
(3) 前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み	12
活動団体の活性化の支援	12
参加機会づくりの支援	15
心の育成の支援	17
地域福祉活動計画との連携	20
災害時要援護者の避難対策	21

資料編

1 調査の概要	27
1 1 調査の概要	27
(1) 調査の目的と方法	27
(2) ケーススタディとその果実	27
独居高齢者の場合	28
乳幼児の母親の場合	32
視覚障がい者の場合	35
聴覚障がい者の場合	37
身体障がい者（肢体不自由）の場合	39
-1 知的障がい・身体障がい児の母親の場合	42
-2 知的障がい・身体障がい児の母親の場合	48

1 - 2 重要課題	50
(1) 要援護者の把握に関する事項	50
データの整理	50
(2) 要援護者情報の共有に関する事項	50
組織間ネットワークづくり	50
情報の共有	50
(3) 要援護者の支援に関する事項	51
マップ及びガイドの作成・配布	51
組織形成と組織対応	51
要援護者自身及びその家族の防災活動の促進	51
防災訓練の実施	51
要援護者にかかる避難所の検証	51
P R 活動	52
防災装置の設置	52
円滑な避難のための交通政策	52
1 - 3 まとめ	53
1 - 4 要援護者聞き取り調査作業部会開催経過	55
1 - 5 聞き取り調査にかかるカテゴリー別対象者数	56
2 語句の説明	57
3 委員及び部会員名簿	59

逗子市福祉プランとは

1 「福祉プラン」の概要

(1) 位置付け

社会福祉法との関係

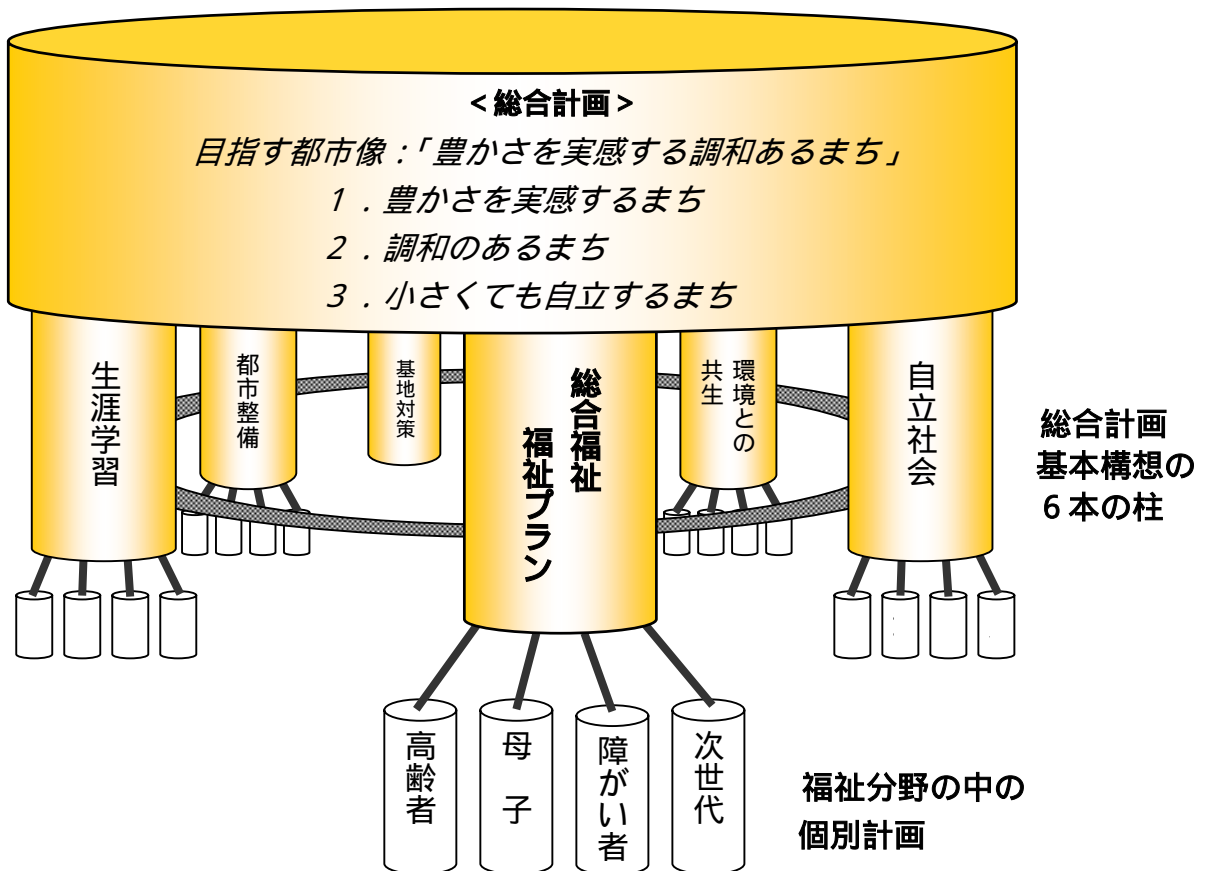
「福祉プラン」は、法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。

逗子市の行政計画体系との関係

「逗子市総合計画」(以下「総合計画」といいます。)の基本構想には施策の方向づけを示す 6 本の柱がありますが、「福祉プラン」はその中の「総合福祉」分野を担う計画です。「福祉プラン」は独立した計画ではなく、「総合計画」の理念に基づきながら、他分野の計画と連携します。

また、「福祉プラン」は、高齢者、障がい者など福祉分野の中の個別計画の基本となる計画です。

「福祉プラン」は、「総合計画」に基づき、各分野計画と連携する計画

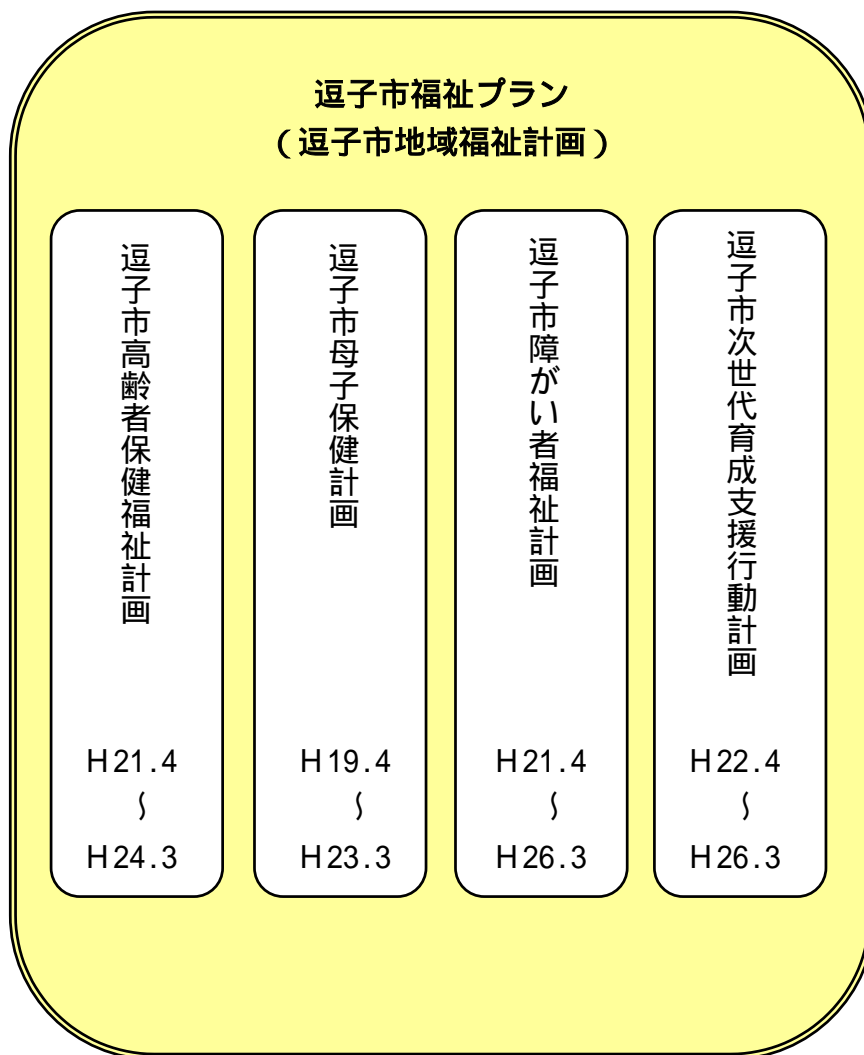


個別計画との関係

「福祉プラン」は、総合福祉の視点から、逗子市の将来像と理念、施策の目標と方向を示します。各個別計画は、「福祉プラン」の理念の下、分野ごとの施策の目標と方向、実施計画を示し、施策を具体化する役割を担います。

個別計画には、平成 22 年 3 月現在、「逗子市高齢者保健福祉計画(逗子市介護保険事業計画を含む)」「(以下「高齢者保健福祉計画」といいます。)」逗子市母子保健計画」「逗子市障がい者福祉計画」「逗子市次世代育成支援行動計画」があります。「福祉プラン」は、これらの計画と今後新たに策定される個別計画を包含する、総合福祉の計画です。

「福祉プラン」は福祉分野の中の個別計画を包含する計画

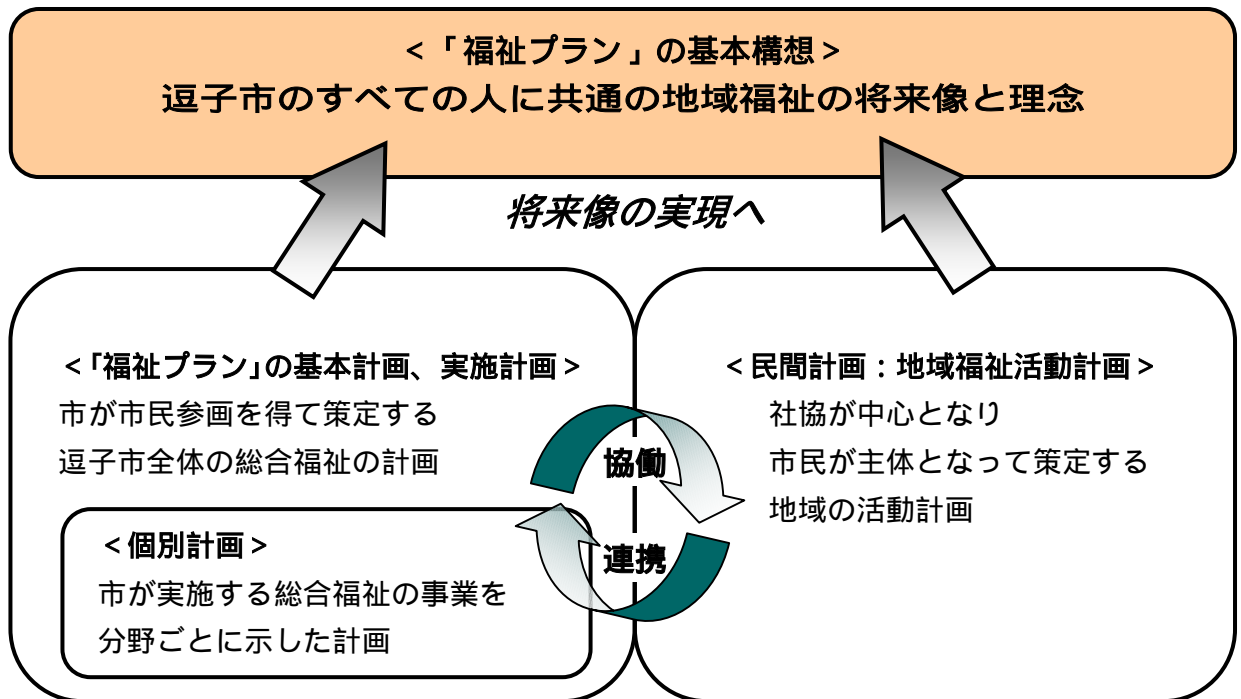


民間計画との関係

「福祉プラン」の基本構想は、逗子市全体が目指す地域福祉の将来像と、すべての市民、つまり逗子市という地域にかかわるすべての人や団体に共通の理念です。

基本構想の将来像を実現するための諸施策のうち、市が責任を持って実施する部分は「福祉プラン」の基本計画・実施計画と福祉分野の中の個別計画に示します。市民が地域で自主的に活動する範囲は、逗子市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）が中心となって策定する民間計画「地域福祉活動計画」で示します。

次の図のように、「福祉プラン」の基本構想の下、市の計画と民間計画は常に協働と連携をしていきます。



(2) 対象区域

逗子市全体を一つの地域福祉圏域と考え、このプランの対象区域とします。

なお、個々の生活課題では、より小さな地域を考える必要があります。このときは、小・中学校区、自治会・町内会、あるいはその中の班など、課題にあわせ柔軟に区域設定をします。

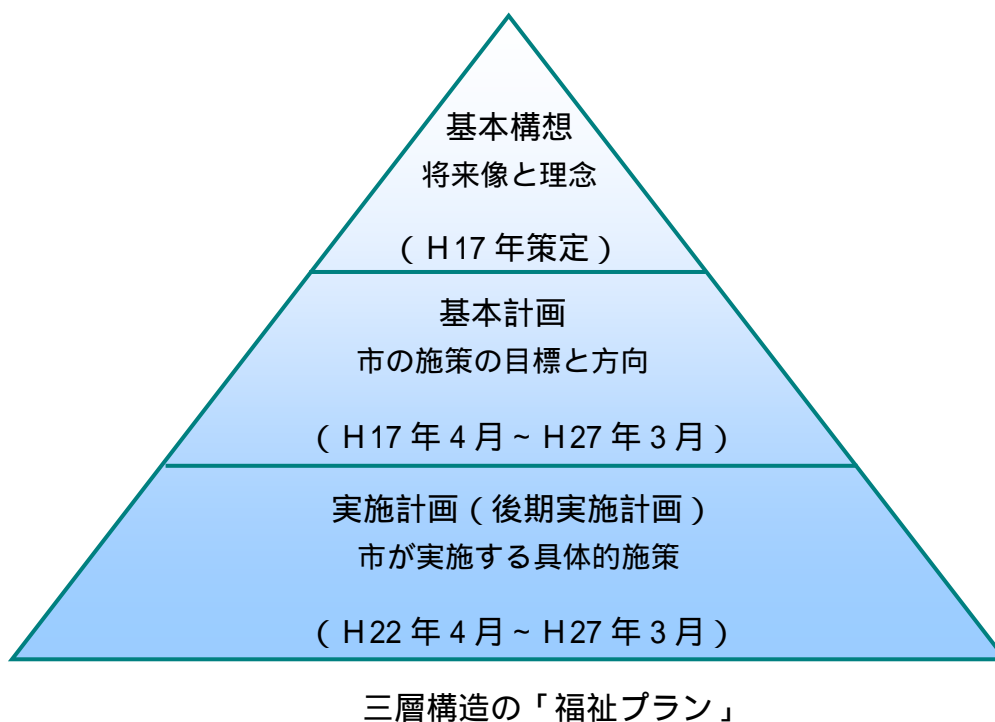
また、逗子市内だけで完結しない事業や活動については、より広い地域(三浦半島圏域等)での連携をしていきます。

(3) 対象者

このプランの対象者は、逗子市にかかわるすべての人や団体等です。逗子市に住む人、逗子市に通勤・通学する人、逗子市内で活動する団体、逗子市内の事業者などをこのプランでは市民と呼びます。

(4) 構成

このプランは、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造で構成されます。それぞれの趣旨と計画期間、改定時期は次のとおりです。



基本構想：逗子市全体が目指す将来像と理念

基本的には普遍的なものだが、大きな社会変化により必要が生じた場合には改定

基本計画：将来像実現のための、市の施策の目標と方向

10年後の目標と施策の方向を提示

10年ごとに改定

実施計画：基本計画に基づき市が実施する具体的施策

5年間の施策を示す

毎年、進行管理と評価を実施

5年ごとに改定

なお、基本計画及び実施計画については、根拠法の改正等により必要が生じた場合は改定します。

2 改定の経緯と目的



「逗子市福祉プラン」(逗子市地域福祉計画)は、平成 17 年に策定し平成 26 年度に基本計画の満了を迎えます。

地域福祉推進のための前期実施計画は、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間となっており、平成 22 年 3 月に前期が終了しました。

後期実施計画の策定にあたっては、平成 19 年 8 月に、厚生労働省から地域における災害時要援護者にかかる情報の把握・共有及び安否確認方法を市町村地域福祉計画に盛り込むこととする通知を受けたことを踏まえ、「災害時要援護者の避難対策」の項目を加え、災害時要援護者の対象となる方々から個別に聞き取り調査を行いました。その中で、要援護者の現状について理解をし、どこが問題点であるのか、そしてどのように解決策を見つけてゆくのか、ということについて検討し、災害時に対応できる計画としてこの項を加え本市の後期実施計画の改定を行いました。

災害時要援護者とは

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

出典

平成 18 年 3 月内閣府策定の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より

前期実施計画の検証と後期実施計画

1 前期実施計画の検証と後期実施計画

(1) 主役は市民

地域福祉の主役は市民です。地域福祉を推進する核となる人や団体は既に存在しますが、まだまだ一部であり少数です。これを全市へ全市民へと広げていくことが必要です。

地域福祉の推進は、市民が自主的に活動してこそ効果が現れます。市は支援していく役割が求められます。

また 30 年後の逗子を見据えたまちづくりの理念・ビジョンとして、多くの市民の参画を得て策定された「逗子市まちづくり基本計画」(以下「まちづくり計画」という。)が平成 19 年 12 月にスタートしました。まちづくり計画は市民の視点による生活像を構築し、市民と行政の協働によってこれを推進することとされ、第 2 章 1 『「その人らしく生きること」をお互いに支えあう福祉のまち』では、市民が一体となって福祉のまちづくりを進めることが規定されています。

逗子市地域福祉計画の後期実施計画は、まちづくり計画で示された理念・ビジョンも踏まえ策定されています。

(2) 実施計画

具体的な目標数値の設定について検討しましたが、市民の自主的な活動の状況を数値で計ることは非常に困難です。そのため、後期実施計画についても引き続き市民の活動を市が支援する方法について示します。

また、地域福祉活動計画との連携の中で、必要に応じて内容を充実させていきます。

(3) 前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み

活動団体の活性化の支援

- ・既に存在し活動している、地域福祉に関する団体活動があります。例えば、自治会・町内会活動、防犯活動、防災活動、ボランティア活動、民生委員・児童委員活動などです。これらの活動に対して、行政ではいわゆる縦割りの対応になりがちです。これを解消するために、横の連携のための橋渡しを行います。
- ・ボランティア活動については、社協にあるボランティアセンターがその中核となっています。ボランティアセンター受付窓口を市民交流センターに設置し、その活動を強化して市民のボランティア活動を支援します。
- ・市民が新しい活動を始めたり、新しい団体を作ったりする動きを促進するよう、先進事例や先進団体等を紹介するなどの支援を行います。

前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み

内容	前期実施計画の実施結果 (平成 17 年度～21 年度)	後期実施計画における 取り組み (平成 22 年度～26 年度)	関係機関
自治会・町内会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤社資、共同募金活動等地域にかかる活動を関係機関と連携して地域福祉を推進しました。 ・安心生活創造事業に着手いたしました。 	引き続き自治会・町内会と連携し地域の見守りを推進します。	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 8 月 14 日「逗子市防犯推進連絡協議会」が発足し、平成 20 年度は協議会を 2 回開催しました。 ・平成 21 年度は 6 回協議会活動を開催しました。 	引き続き関係機関と連携し啓発を行います。	生活安全課 逗子警察署

防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・平成 16 年度末 52 組織 ・現在 59 組織が活動しています。前期実施計画期間中新たに 7 組織が発足しました。 (表 1 参照) ・地域の自主防災組織、自治会、町内会が中心となり避難所運営委員会を結成しました。 	避難所運営組織と関係機関が連携を図りながら、災害時への対策を検討します。	防災課 消防本部
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のボランティアセンター登録団体は 53 団体です。 (表 2 参照) ・新たに市民交流センターにボランティアの総合窓口を設置し、ボランティアセンターの運営を強化すると共に、市民のボランティア活動を支援しました。 	引き続き活動を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に係る活動を行いました。 ・高齢者、障がい者、児童福祉に対する支援及び協力をしました。 (表 3 参照) 	引き続き民生委員・児童委員活動を支援します。	社会福祉課

(表1) 自主防災組織 字別組織数

	逗子	桜山	沼間	池子	山の根	久木	小坪	新宿	その他	合計
平成 17 年度	10	10	14	6	3	2	5	3	1	54
平成 18 年度	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
平成 19 年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成 20 年度	1	0	0	0	0	0	1	1	0	3
平成 21 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12	10	14	6	3	2	7	4	1	59

(表2) ボランティアセンター登録団体

年度	団体数
平成 17 年度	41
平成 18 年度	44
平成 19 年度	47
平成 20 年度	48
平成 21 年度	53

(表3) 民生委員・児童委員数

年度	委員数
平成 17 年度	現員数 75 名
平成 18 年度	現員数 76 名
平成 19 年度	現員数 67 名
平成 20 年度	現員数 72 名
平成 21 年度	現員数 73 名

委員定数：民生委員・児童委員 80 名（主任児童委員を含む）

参加機会づくりの支援

- ・これから参加・活動したいと考えている市民へ、ボランティアセンターの活動の支援を強化し、活動団体やボランティアセンターの情報紹介を行います。
- ・「総合福祉イベント・福祉の秋」や市民まつりでの「ふれあいひろば」など、団体活動や福祉についての情報に触れる機会づくりを支援し推進します。

前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み

内容	前期実施計画の実施結果 (平成 17 年度～21 年度)	後期実施計画 (平成 22 年度～26 年度)	関係機関
総合福祉イベント・福祉の秋	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉普及啓発事業として福祉用具展示会、ふれあいパネル展示を開催し、福祉についての情報に触れる機会づくりを支援しました。 (表 4 参照) ・平成 19 年度事業終了 ・事業の一部はボランティア村へ統合 	ボランティア村へ統合します。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア村 (ふれあいひろば)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度より市民まつり「ふれあいひろば」からボランティア村へ名称変更しました。 各ボランティア団体や福祉についての情報に触れる機会づくりを支援しました。 (表 5 参照) 	引き続き支援します。	社会福祉課 経済観光課 社会福祉協議会

(表 4) 総合福祉イベント・福祉の秋

年度	開催日	
平成 17 年度	福祉用具展示会	平成 17 年 9 月 27 日～29 日
	ふれあいパネル展示	平成 17 年 9 月 13 日～16 日
平成 18 年度	福祉用具展示会	平成 18 年 6 月 27 日～29 日
	ふれあいパネル展示	平成 18 年 9 月 5 日～14 日
平成 19 年度	ふれあいパネル展示	平成 20 年 1 月 29 日～2 月 1 日

(表5) ボランティア村(市民まつり:ふれあいひろば)

年度	参加団体(コーナー)
平成 17 年度	<p>《コーナー》 手話、点字、視覚障害、車イス、子育てROOM陽だまりお絵かき、日本赤十字社、共同募金、関東学院大学ボラセン、景品配布所、動物広場、湯茶接待、雑巾一針運動</p>
平成 18 年度	<p>《コーナー》 手話、点字、視覚障害、車イス、子育てROOM陽だまりお絵かき、災害ボランティア体験、日本赤十字社、関東学院ボランティアセンター、共同募金、雑巾一針運動、ボランティアフリーマーケット、くじびき所、啓発パネル、湯茶接待、市民まつりクリーン作戦</p>
平成 19 年度	<p>《参加団体》 災害ボランティアネットワーク、アイアイガイドボランティア、日本赤十字社神奈川県支部逗子市地区、民生委員児童委員協議会、歌と大正琴の花園、車イスの会、手話サークル、逗子市点訳奉仕会、関東学院大学ボランティアサポーター、録音ボランティアグループやまばとの会、神奈川県共同募金会逗子市支会、逗子市ボランティア連絡協議会、ボランティア 80、竹とんぼ作り、リプル、ひとり親の会さちかぜ、更生保護婦人会、さくら日本語の会、チームまごの手、子どもミュージカルシアター、パソコンサポートボランティア、共生 95、</p>
平成 20 年度	<p>《参加団体》 逗子災害ボランティアネットワーク、アイアイガイドボランティア、日本赤十字社神奈川県支部逗子市地区、車イスの会、録音ボランティアグループやまばとの会、歌と大正琴の花園、関東学院大学 学生ボランティアサポーター、神奈川県共同募金会逗子市支会、手話サークル、逗子市点訳奉仕会、逗子市ボランティア連絡協議会、逗子市食生活改善推進団体若宮会、チームまごの手、さくら日本語の会、共生 95、パソコンサポートボランティア</p>
平成 21 年度	<p>《参加団体》 日本赤十字社神奈川県支部逗子市地区、アイアイガイドボランティア、逗子災害ボランティアネットワーク、車イスの会、逗子市点訳奉仕会、手話サークル、関東学院大学 学生ボランティアサポーター、神奈川県共同募金会逗子市支会、逗子市ボランティア連絡協議会、チームまごの手、さくら日本語の会、話・和・輪の会、共生 95、パソコンサポートボランティア</p>

心の育成の支援

- ・地域福祉の基本となる「支えあい」を進める「心の優しさ」を育てるため、福祉教育など心の育成に結びつく活動を支援します。

前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み

内容	前期実施計画の実施結果 (平成 17 年度～21 年度)	後期実施計画 (平成 22 年度～26 年度)	関係機関
福祉教育	<p>地域福祉の基本となる「支えあい」や「心のやさしさ」を育てるため、福祉教育など心の育成に結びつく活動を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サマースクール (表 6 参照) ・福祉教育セミナー (表 7 参照) 	引き続き支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会

(表 6) サマースクール

年度	開催日	内 容
平成 17 年度	平成 17 年 7 月 21 日～ 8 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子ホームせせらぎ(中学生 1 名、高校生 1 名) ・逗子清寿苑(高校生 4 名) ・桜山保育園(高校生 3 名) ・湘南保育園(高校生 4 名) ・沼間愛児園(中学生 16 名、高校生 6 名)
平成 18 年度	平成 18 年 7 月 20 日～ 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子ホームせせらぎ花火大会 準備日(高校生 6 名) 当日(中学生 5 名、高校生 13 名) ・逗子清寿苑夏祭り(高校生 3 名) ・桜山保育園(中学生 11 名、高校生 8 名) ・湘南保育園(高校生 5 名) ・沼間愛児園(中学生 17 名、高校生 16 名) ・逗子市手をつなぐ育成会ひまわりデイサービス(高校生 2 名) ・カモミール(高校生 3 名) ・ライトセンターユニカール(中学生 2 名、高校生 7 名)

平成 19 年度	平成 19 年 7 月 20 日 ~ 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子ホームせせらぎ花火大会（中学生 6 名） ・桜山保育園（中学生 9 名、高校生 5 名） ・湘南保育園（中学生 4 名、高校生 2 名） ・沼間愛児園（中学生 17 名、高校生 1 名） ・逗子市手をつなぐ育成会ひまわりデイサービス（中学生 1 名、高校生 2 名） ・ライトセンターガラッキー（中学生 5 名） ・災害救援ボランティア（中学生 8 名、高校生 1 名）
平成 20 年度	平成 20 年 7 月 20 日 ~ 8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子ホームせせらぎ花火大会（中学生 6 名） ・桜山保育園（中学生 4 名、高校生 5 名） ・沼間愛児園（中学生 17 名、高校生 3 名） ・湘南保育園（中学生 5 名） ・小坪保育園（中学生 1 名、高校生 1 名） ・カモミール（中学生 1 名） ・支援センター凧（中学生 1 名） ・逗子市手をつなぐ育成会ひまわりデイサービス（高校生 1 名） ・関東学院大学ボランティア（小学生 14 名、中学生 2 名）
平成 21 年度	平成 21 年 7 月 21 日 ~ 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子ホームせせらぎ（中学生 2 名、高校生 3 名） ・逗子ホームせせらぎ花火大会（中学生 6 名、高校生 3 名） ・ふれあいサロン池子（中学生 3 名） ・桜山保育園（中学生 9 名、高校生 2 名） ・沼間愛児園（中学生 17 名） ・湘南保育園（中学生 5 名） ・小坪保育園（中学生 2 名、高校生 2 名） ・カモミール（中学生 1 名、高校生 1 名） ・支援センター凧（中学生 3 名） ・逗子市手をつなぐ育成会ひまわりデイサービス（中学生 3 名、高校生 1 名）

(表7) 福祉教育セミナー

年度	開催日	内 容
平成 17 年度	平成 17 年 8 月 29 日	出会いのプログラム、講演「地域福祉と福祉教育」、パネルトーク、事例検討「福祉教育の現状」、グループワーク
平成 18 年度	平成 18 年 8 月 29 日	出会いのプログラム、講演「地域でつながる福祉教育」、福祉教育プログラムの体験、事例紹介、グループワーク
平成 19 年度	平成 19 年 4 月 25 日	出会いのプログラム、皆で考えよう「福祉教育とは？その狙いと仕組み」、グループワーク
平成 20 年度	平成 20 年 8 月 22 日	出会いのプログラム、事例発表、講演「いのちとくらしを大切にする福祉教育」、グループワーク
平成 21 年度	平成 21 年 8 月 21 日	出会いのプログラム、事例発表、講演「福祉教育の基本的視点とプログラムの協同実践」、グループワーク

地域福祉活動計画との連携

- ・地域福祉活動計画の策定から実施の各段階で、緊密に連携していきます。

前期実施計画の実施結果と後期実施計画における取り組み

内容	前期実施計画の実施結果 (平成 17 年度～21 年度)	後期実施計画 (平成 22 年度～26 年度)	関係機関
地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉プラン(地域福祉計画)と連携、協働する地域福祉活動計画が平成 19 年 10 月に社会福祉協議会で策定されました。 ・平成 21 年度から、地域福祉を進める国と市が協働し、一人暮らし訪問調査等による対象者の把握や生活等をサポートする取り組み等を実施する「安心生活創造事業」が始まりました。 	引き続き安心生活創造事業の一部を逗子市社協へ委託し、自治会・町内会と連携し地域の見守りを推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

災害時要援護者の避難対策

後期実施計画においては「災害時の要援護者の避難対策」を実施計画の重点項目として位置付けました。計画作成に当たり、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び「逗子市地域防災計画」との整合を図りながら、実態調査をもとに具体的な要援護者の支援策としました。

後期実施計画における取り組み

内容		後期実施計画 (平成 22 年度～26 年度)	関係機関
(1)要援護者の把握に関する事項	データの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者に関する固有情報の把握 ・テープなど、聴覚障がいに対する防災資料の作成 ・近居親族の有無の確認 ・地域的範囲の再検討 ・地区別の地域的範囲の設定 ・地域別・要援護者の類別に基づく携帯電話所有のデータの作成 ・避難場所での生活に関する情報提供 	社会福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 防災課
	組織間ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の類別ニーズに応じた情報ネットワークの形成 ・近隣による見守りネットワークの確立 ・若い母親たちの情報ネットワークの形成 ・医療機関を中心とした連絡網の形成 ・新生児や乳幼児への対応をめぐる行政、医療機関等との連携 ・医療機器・生命維持装置に関する検討 	社会福祉課 障がい福祉課 国保健康課 子育て支援課 防災課 社会福祉協議会
(2)要援護者情報の共有に関する事項	情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と要援護者による情報の共有化 ・行政内部での要援護者に関するデータの共有化 	社会福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 防災課 消防本部
	マップ及びガイドの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例に基づいた近隣及び広域的な災害マップの作成 ・支援者向けの要援護者への対応ガイドの作成 	社会福祉課 防災課 社会福祉協議会
(3)要援護者の支援に関する事項	組織形成と組織対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療機関の役割の明確化 ・避難所運営委員会との連携 ・手話通訳者配置計画の策定 ・聴覚障がい者の避難場所への誘導體制の確立 	社会福祉課 障がい福祉課 国保健康課 防災課 社会福祉協議会 (次頁へつづく)

(前頁つづき)

(3)要援護者の支援に関する事項	要援護者自身及びその家族の防災活動の促進	啓発事項 ・自宅内の防災対策の推進 ・災害時を想定した携行品の再確認 ・家族の行動パターンの把握及び役割の確定 ・危機意識の醸成・共有 ・避難所までのルートの確認作業 ・幼少時からの防災教育 ・障がい児・者が携帯する「あんしんカード」などの啓発 ・災害時の家族との複数の連絡手段の確保 ・具体的な避難方法の家族による話し合い ・自分なりの第2第3の避難所の設定 ・日ごろの散歩ルートへの避難経路の組み込み	社会福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 防災課 社会福祉協議会
	防災訓練の実施	・防災訓練への具体的な参加 ・地域における防災訓練の促進	社会福祉課 障がい福祉課 国保健康課 介護保険課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 防災課 社会福祉協議会
	要援護者にかかる避難所の検証	・要援護者の状態に応じた広域避難場所の在り方の検討 ・福祉避難所の役割の確定 ・要援護者の状況に応じた避難場所の設置 ・避難場所における要援護者の特性に応じた空間の確保	社会福祉課 障がい福祉課 防災課 社会福祉協議会
	PR活動	・災害に対する楽観的考え方の払しょくのためのPR ・携帯電話常時携行・連絡手段手元配置の必要性のPR ・携帯電話によるコミュニケーションに関するノウハウの伝達(メール対応など) ・GPSシステム所持の検討 ・イベントにおける防災アナウンス ・障がいに対する理解の促進	社会福祉課 障がい福祉課 介護保険課 防災課 社会福祉協議会
	防災装置の設置	・非常時通信システムの確立 ・危険区域内での視覚障がい者向け情報伝達装置 ・「電光掲示板」の検討 ・聴覚障がいにおける「光ランプ」や「電動バイブレータ」などの検討	社会福祉課 障がい福祉課 防災課

(次頁へつづく)

(前頁つづき)

(3)要援護者の支援に関する事項	円滑な避難のための交通政策	・路上駐車、違法駐輪及び自転車の暴走行為等の排除	社会福祉課 生活安全課 逗子警察署
------------------	---------------	--------------------------	-------------------------

資料編

1 調査の概要



1 1 調査の概要

(1) 調査の目的と方法

今回の地域福祉計画の改定にあたって、とりわけ留意したことは、抽象度の高い地域福祉計画の実施計画を、実効性の高い具体的な施策に結びつけること、施策の提案にあたっては、綿密な調査に基づき、要援護者の抱える根本的な問題を発見する工夫をすること、にありました。

前にも述べたように、要援護者の実態を知るために質的調査を実施しました。従来は、施策実現のための実態・意識調査は、定量的調査によるのが普通でした。その結果は量的データとして表され、施策に反映されるとされています。しかし、その実、定量的調査によって得られたデータがどのように施策に活かされているのかといえ、施策提言の裏打ちとして利用されることはあるものの、施策実行段階で活用された例は多くありませんでした。

そこで、そうした状況のもとで上記の留意事項を満たすために、要援護者を対象としたケーススタディを行うこととしました。この調査方法は、調査対象の中でも典型と思われるケースを選定し、選定された対象に対してインタビューを実施するというやり方です。

この方法の利点は、定量的な調査では得にくい、対象者の抱えた深層に潜む諸問題とその背景を探ることができることにあります。その問題発見的な意義については、政策提言までの一連のプロセスをご覧いただければ明らかです。

しかし、同時に、そこから得られたデータが調査対象者以外の要援護者についても妥当するものであるのかどうかについては確認し難い、という課題もあります。この点については、今後十分に定量的調査を行い、本調査で発見された問題点を検証することによって、補完してまいります。

(2) ケーススタディとその果実

今回、ケーススタディの対象として選ばれた6つのカテゴリー別に次の方々から調査を行い、これらの要援護者が抱える問題状況について検討を行いました。

- | | |
|---------------|-----------|
| 独居高齢者 | 乳幼児の母親 |
| 視覚障がい者 | 聴覚障がい者 |
| 身体障がい者（肢体不自由） | 重複障がい者の母親 |

独居高齢者の場合

ア 移行期の精神的危機への対応

対象者は70代の女性。東逗子駅から徒歩圏内に在住。息子さんの転勤により2年前から一人暮らし。その後の変化について問うと、「1ヶ月間は一人きりで過ごした。当初は、ペットもおらず、一人の生活が怖くて眠れない夜を過ごした」という。

人が一人減るということは、物理的な空白だけではなく、心の空虚も生む。それまで自らの一部を占めていた、息子さんとの間の役割を喪失することによって、対象者は、自己のアイデンティティ、つまりは自分が自分として確固としてある、ということの根拠の一つを失うことになる。

それまで与えられていた役割を失うことは、若年層にとってもつらいことだが、そうした喪失感、とりわけ高齢者は、精神的なダメージを招く場合が多い。その契機は、このケースのように、子どもの転勤を始め、配偶者の死亡、離婚などが考えられるが、いずれにせよ、「独居」を様々な精神的危機を伴う移行期として捕らえ、それらの危機への対応を支援することが必要である。

さて、対象者は、昨年、近隣市在住の娘の所に身を寄せようと身辺整理をしたが、写真などを整理するうちに逗子での生活を思い出し、引っ越しを断念。「一人は嫌だが、越せない」という。

ここで注目しなければならないのは、要援護者が現住所に大いに愛着を抱いていることである。家族の支援を受けるために、身を寄せる、というのは、当たり前のこととみなされがちだが、息子の転勤によってアイデンティティの危機にさらされた対象者にとって、娘の元に身を寄せることは、年を重ねて形成されてきた、もう一つのアイデンティティをも喪失する、ということの意味する。

このことから導き出されるのは、一人暮らしの高齢者支援のためのネットワークは、当人のアイデンティティ喪失を考慮した上で形成されなければならない、ということである。対象者は、「身を寄せる」か、「思い出に生きる」か、苦渋の決断を迫られたわけである。「身を寄せる」ことは、簡単だと思われがちだが、新たなアイデンティティ形成への不安を伴うことも忘れられてはならない。

イ 民間企業による情報提供の促進

日常の買い物について問うと、「買い物はバスで逗子に出ることもあるが、主にスーパーで済ませる。今のところ買い物に不便はなく、どうにかやっている」とのこと。

ここで、注目すべきは、日常の買い物が専らスーパーということである。要援護者の安否確認は、民生委員・児童委員にゆだねられているところが多いが、民

問企業による情報提供が安否確認のもう一つのかぎであることが伺い知れる。

ウ 親族ネットワークの存否の確認

さて、対象者は、昨年、ヘルニアを患った。玄関からタクシーまでの移動も大変だったという。そこで、その際の連絡について問うと、「まずは、近所に住む姉に電話した」とのこと。「姉は私の長女に連絡してくれたようだ。」

ここから言えることは、近くに親族がいるかどうか、が要援護者への支援のキーポイントの一つであることが伺い知れる。

エ 近隣による見守りネットワークの形成

ここで、ご近所と付き合いについて聞いてみると、「民生委員・児童委員もよく来てくれるし、両隣との付き合いはある」とのこと。しかし、「近所の方と健康の話や連絡し合おうといった話はできるか」と問うと、「あいさつ程度」という答えが返ってきた。

そこで、同席してくださった地元の民生委員・児童委員にお話を伺うと、「お一人になってから、情報は得ていたが、すぐには伺わず、当初声かけは控え、気持ち落ち着いたかと思うころからにした。特に異性であると始めは難しい。今は災害時要援護者の手挙げにもこたえてくれている」とのこと。

近隣との付き合いが薄くなりつつあることは今や周知のことである。そして、かつてのような近隣による要援護者の支援を取り戻すことは不可能に近い。しかし、「あいさつ程度」は「あいさつもしない」こととは根本的に異なる。言い換えれば、近隣による「見守りネットワーク」は可能だ、ということである。

オ 危機意識の醸成・共有

更に、災害時防災の7つ道具の用意は、と問うてみると、「特に考えていない。少し考えた方がいいかもしれない」とのこと。

繰り返し述べるが、今回の調査で明らかになった枢要な事実は、災害時に最も大きな被害を受けることが予想される要援護者が、意外にも、危機意識をほとんど持っていない、ということである。奇跡ともいえるべきか、長年にわたって大災害を被ることがなかった都市に特異な現象とも考えられる。多くの災害に見舞われてきた地域が、災害に対する備えとしての「災害文化」を形成してきたのに対し、奇跡的に災害を免れてきた地域は、「無災害文化」を醸成してきたのだ、とも言えよう。この文化は、地域防災にとって、見えにくい障がいである。

なお、同席の民生委員・児童委員の方からは「谷戸のがけくずれが心配」との発言があったが、対象者は「岩盤なので、少々地震では感じない」との答えが

あった。

対象者は、災害＝地震と捕らえ、地盤が固いから大丈夫、という信念を持っているように思われる。もちろん、近い将来、大地震が訪れる可能性が大きいことは周知のことである。だが、地震だけが災害ではない。例えば、地球温暖化による水位の上昇により、津波は、かつての想像を絶する被害をもたらす恐れがある。

他方、民生委員・児童委員は、がけ崩れの心配を吐露している。しかし、その心配が対象者には伝わっていない。危機意識の共有が図られていないのである。

さて、ここで思わず「全体的に逗子のはのんびりとした人が多い」との感想を述べると、「戦災経験はある」との反応が得られた。いざという時の備えは脳裏に焼き付いているということだろう。

戦争体験を持つ高齢者の多くは、災害時に生き抜くことができる、という自信を持っている。意識してなのか、無意識のうちになのかは分からないが、彼らの多くは備蓄を行っている。だが、戦争体験に基づく過度の自信が、災害時にマイナス効果をもたらす可能性があることにも注意が必要である。

カ 携帯電話保有状況の把握と携行の促進

災害時の連絡手段として携帯電話が果たす役割については言うを待たないであろう。しかしながら、すべての災害時要援護者が携帯電話を所有しているわけではない。そこで、地域別、要援護の類別に基づく携帯電話所有に関するデータを作成することが、まず望まれる。

では、対象者は携帯電話所有についてどのように考えているのであろうか。対象者は「電話の子機をまくらもとに置くようにしている」とのこと。しかし、災害時には停電になる可能性が高いことから、子機ではなく、携帯電話を手元に常備することが望ましい。そこで、「携帯電話を持とうという気持ちは？」と問うと、「難しいのではと思うし、子どもたちからも持たされていない。だが、持ちたくないわけではない」との答えが返ってきた。機種も様々であるため特定のメーカーを後押しすることはできないが、携帯電話選びのガイドの作成等は検討してゆきたい。

キ 避難場所の再検討

同席の民生委員・児童委員に避難場所について尋ねると、「市が指定した避難場所が必ずしもよいというわけではない」という発言があった。しかしながら、住民の多くは指定の避難場所に避難することが最も安全な方法と考えている。避難場所の再検討は、関係諸機関だけでなく、住民も交えた会議を起し、慎重に行う必要があると思われる。

ク 防災組織及び地域的範囲の再検討

「どのようなまとまりで避難するのがよいのか」と問うと、「広域での町内会を取りまとめる組織、人は今はいないが、氏子会を元にした組はある。現在、広場集会を持ち、防災のための会を作ろうという動きが谷戸で出始めており、そこに社協も入っている」との答えが返ってきた。町内会組織のみならず、氏子組織を基盤とした「組」なども含め、新たな組織の元に組み込まれることなどの検討も必要と思われる。

なお、地域福祉を目指した組織づくりの範囲は、当該地域の特性に基づいて設定すべきものである。背景に山を持ち、谷が長く続くような地域は「谷戸」が一つのまとまりを形成する。したがって、地域福祉のための範囲も「谷戸」に求めるのが妥当だと言えよう。谷戸と街場では、災害時の考え方も異なってくるようだ。

乳幼児の母親の場合

ア 逗子市での子育て

対象者は30代半ば。夫は他県出身のほぼ同年齢。結婚後はほかの町に1年半在住後、逗子市へ転居する。子どもは現在3ヶ月。

まず、「逗子は子育てしやすいところか、否か」と尋ねてみると、移動手段が車のみで一家に1台の他県と比べて、移動手段を選べる点で便利という答えが返ってきた。

また、他県では病院が町に一つなのに対し、逗子には2軒の小児科があるので、この点も便利だという。評判のよい開業医へ行こうと思っているが、子どもが健康なのでまだ通ってはいない。逗子にはかつて5、6軒小児科があったが、今は2軒のみ。

ここからは、若い母親たちの間に情報ネットワークが形成されていることが伺い知れる。最も、調査対象者は逗子出身で、子どもの頃からのネットワークが活かされているのかもしれない。新たに逗子に移り住んだ若い母親がそうした情報ネットワークに加わるかどうか、また、実際に加わっているかどうか、それを見定める必要がある。

また、若い母親たちは、子どもが健康な限りにおいて、医者を中心とした連絡網の外側に置かれたままである。とすれば、災害時にも、頼りになるのは、避難場所に置かれた救急センターのみということになる。復旧が長期に及んだ場合、救急センターでの生活はストレスの高いものとなるだろう。と同時に、救急センターの負荷も大きなものとなることが予想される。

イ 防災の備え

次に、「ふだんから災害に対する準備はしているか」と問うと、取り立てて準備していることはないが、今年の台風や地震をきっかけに、子どもの防災も考えなければいけない、と思うようになってきた、という。

そこで、更に詳しく準備について訊いてみると、備蓄など取り立てて準備はしてはいないが、雑誌記事に触発されて2リッターのペットボトルを4本用意。しかし、食べ物は用意していない。他には、以前勤めていた所でもらった防災セットがあるという。

ウ 地震時の対応

更に、「地震の時にはどのように対処したか」と問うと、授乳時で起きていたが、抱っこして守ったくらい、とのこと。夫も在宅だったということから、連絡

に伴う困難は、幸いなかった。タンスなど物を置いていない部屋が子ども部屋なので、物が倒れてくることもなかったという。

防災のための自助努力を妨げる原因のひとつは、不幸中の「幸い」である。様々な調査対象者に対してインタビューをしたことから得られた結論のひとつは、こうした「幸い」が「私は強運だ」、「私は大丈夫」、などという、根拠の薄い信念である。幸い、逗子は、長期にわたって大規模な災害を免れてきた。だが、それはいつ訪れるとも限らない。いたずらに危機意識をあおることは避けなければならないが、小規模な災害体験が生む、根拠のない自信をデリートするための工夫が必要とされていると言えよう。

また、物を置いていない部屋については、比較的裕福だと思われる対象者だからこそ可能なことで、一般的には、家具だらけ、物だらけの部屋に子どもが寝かされている、というのが実情だろう。しかし、ここで注目すべきは、対象者が安全な部屋ということ意識して子どもをそこに寝かせている、ということである。そしてこのことは、家庭内の防災は部屋を単位として考えてゆかねばならない、ということを示唆している。

エ 災害時の連絡方法

では、災害時の通信手段や連絡方法についてはどうだろうか。まずは携帯電話について問うと、携帯電話は使うが、家でも手元に置いてはいない。外出の時もよく携帯電話を忘れることがある。夫は携帯電話をいつも携帯しているが、防災意識からかどうかは分からない、という。

では、「もしもの時の連絡方法は」と問うと、決めていないとのこと。

災害時には通常の通信網が途絶える場合が多く、携帯電話が情報交換の重要なかぎとなることは言うまでもない。それゆえ、携帯電話を常に手元に置くかどうか、ということは、避難行動をスムーズに進めるための第一歩であると言える。

夫が仕事に出かけた後、携帯電話を家に忘れたまま外出中に災害に遭ったとしよう。対象者が危機状況に陥ることは言うまでもない。しかし、実は、そうした人々が町中に数多く居合わせるのが災害時の常である。そうした状況にあって町中にどのような非常時通信システムを確立するか、これもまた大きな課題と言わなければならない。

オ 避難場所の確認

歩いて 10 分以内の避難場所については、夫婦で地図を見ながら確認し、万が一の時にはそこで会おうということになっている。市内中学出身なので経路については頭の中に入っているが、夫は行ったことがない。

避難場所は逗子中学に指定されているが、むしろ運動公園の方が近い。では、

なぜ、より遠い所が避難場所に指定されているのだろうか。

また、地図については、どのような地図で確認したかが重要である。市販の住宅地図には危険箇所や危険物の記載がない。だが、実際の避難行動を妨げる要因の一つは、これら危険箇所や危険物であることから、過去の事例に基づいた危険箇所及び危険物のマップを早急に作成する必要がある。

防災訓練や防災活動は全国各地で盛んに行われている。逗子市も例外ではない。しかし、それらの催しに欠けているものの一つは、避難所までのルートの確認作業である。避難所までは何通りのルートがあるのか、上記のような危険箇所や危険物がどこにあるのか、といったことを、実際に、避難者自身が自らの足で確かめることが重要である。

視覚障がい者の場合

ア 過去の災害経験

70代後半の男性。他県で医療関係の資格を得た後、逗子市に転入。様々な福祉活動に参画し、現在に至る。

対象者の災害の経験は伊勢湾台風にさかのぼる。近くの川で石が流れるごう音や道路の決壊などで非常に恐ろしい思いを抱いた。当時居住していた地域から山一つ隔てた八ヶ岳の土砂、鉄砲水で犠牲者も出ており怖い思いをしたことを覚えている。

逗子市に転入後数年を経た頃、大雨で市内中に大水が出た。対象者は目の前の水が増加していても目で確認できない。当時、市内の個人宅で仕事であったが、徒歩で帰宅する間に増水した深みにはまり非常に怖い思いをした。視覚障がい者には、刻々と増加する水量等が分からない、という。

以上をかんがみると、調査対象者の若い頃の災害体験が、「もしもの時を考えなければならない」という、防災意識をはぐくむことになったことは間違いない。このことは、幼少時からの防災教育の必要性を物語っていると言えよう。

近く襲来することが予想される南関東大地震のさいには、逗子市が津波に襲われる可能性が極めて高いことは、つとに指摘されている。しかも、大きな損害を被る逗子市逗子周辺は地震発生以後、極めて短時間のうちに高波が襲うという。しかも、地球温暖化の影響で従来のシミュレーションで予測されたものより大きな高波になるとの予想もある。

こうした未曾有の災害への備えは、まずは地震予知の早期の伝達である。一部地域ではCATVによる伝達システムが配備されているが、それらのシステムも含めた早期予報の措置が逗子市全域に普及することが望まれる。

イ 日常生活における不自由

調査対象者は、日常生活時の不自由について以下のように語る。

視覚障がい者がどの程度不自由なのか、一般市民の人は分かっていない、と思う。もっと知ってもらいたい。道路も物がたくさんあり歩けない。こと細かに説明してもらわないと分からない。工事中の段差で落ちたこともある。電車の切符を買うにも買い方がわからず後ろの方からどなられた。点字が記されていても急いでいる時には読もうとしてもよく読めない。あげく他の窓口で購入した。

以上をかんがみるに、視覚障がいに対する理解を促進する必要がある。自身が持っている情報が視覚障がい者にとって、いかに得難い情報であるかを知ってもらうための工夫が必要。これは防災の概念というよりも、福祉教育の概念に近い。

「災害は自分とは関係のないものだ」という考えが形成される前に、「災害は身近でもしものことを考えなければならない」という発想を植え付ける方が、既存にある考えを変化させるより、浸透しやすいかもしれない。吸収が早い児童期にこそ、防災の重要性を呼びかけることが必要である。

また、危険区域にはサイレンが鳴る仕掛けなどが有効だと思われる。

いずれにせよ、個別の事情（家族状況や本人の認識など）により、課題を抱えている場合、災害に遭った際にどのように対処するか、という視点は当事者には備わりにくい。その場合、具体的な手法として、課題を持っている本人ではなく、本人と課題に対して対処している専門機関と連携をとり、災害時に関する情報を共有するなどの取り組みが求められる。専門機関が災害に遭遇した場合の視点を独自に持っていれば、なおよい。

更には、行政のネットワークの中に要援護者を組み込む以外に、つながる手立てを考える必要もあろう。具体的にはサロン活動や集客力のあるイベントに抱き合わせて防災に関するアナウンスを行う、などである。外から働きかけなければ、防災に対して自発的に取り組むわけではなく、認識の薄い市民まで届かない。しかし、その届かない部分こそがマンパワーを必要としている市民からするとかぎを握っているように考えられるからである。

ウ 点字について

点字の学習については「猛勉強して覚えた」とのこと。「五十音を覚えるのに半年かかった」。駅の自動販売機など、点字が添えられているところは多いが、それを読める視覚障がい者はわずか。大半の視覚障がい者は音が頼りだという。調査対象者は点字図書の充実を目指していろいろな努力をされてきたが、ご本人も指摘されるように、それらの図書もさることながら、テープなど、聴覚に基づいた資料の充実が望まれる。

聴覚障がい者の場合

ア 日常生活について

3歳に満たない頃に失聴。小学校3年までは地方のろう学校の寄宿舎に入り、その後は県外のろう学校へ転校して汽車通学。その際に困ったことと言えば「汽車が動いているかどうか、ということが分からなかった」こと。雨がひどい時に、傘を前に倒してさしてバスとぶつかったことがあるという。その後、国立ろうあ更生指導所(現在の国立障害者リハビリテーションセンター)で研修を受け、製版、写植などを6年経験、その後はデザイン関連の仕事に携わる。現在は逗子市に在住。

まず、日常生活での困難について訊くと、「違法駐輪は止めてほしい」との即答があった。加えて「商店街の歩道も自転車に乗ったままでなく、降りてほしい」とのこと。歩道での自転車走行は、健常者でも危険を感じる。聴覚障がい者にとってはいかばかりかと思われる。

昨今は、調査対象者の青春時代とは異なり、交通情報の確認手段はいろいろある。しかし、だからこそ、身近な情報はなおざりにされる恐れがある。とりわけ、家を出た後の近辺情報については空白であるといってもよからう。近隣の情報伝達をどうするか、それが地域防災のための最重要事項であると考えられる。

イ 災害時の情報伝達について

まず挙がったのが「電光掲示板」。交流センターの会議室には、調査対象者の発案で各部屋にモニターが導入された。ふだんは時計画面、緊急時にはメッセージが流れる仕組みで、入り口付近に設置されている。

こうした装置を逗子市全体に設置することができれば、要援護者だけではなく、健常者にとっても、災害時に大きな助けとなることは言うまでもない。問題は、どの程度で設置するか、更に非常時にどのような情報を提示するか、ということであろう。いずれにせよ、そうした装置の設置が望まれることはいうまでもない。

ウ 手話について

実は、聴覚障がい者の中でも手話の意味・文法をわかって使っている人は少ない、という。他者の手話を読み取るだけでも2、3年はかかる、とのこと。災害時に聴覚障がい者をサポートするためには、拠点に手話通訳者が必要になる。

市では、福祉部に手話通訳者2人が常駐している。聴覚障がい者の自宅には消防への連絡のためのファクス用フォーマットがあり、また、緊急の通報手段とし

て消防にファクスが入ると、市の手話通訳者に連絡が行き、対応できるようにはなっている。手話通訳者の24時間対応というのは、現実には難しい。であれば、その代わりの体制をどのように整えるか、ということを考えなければならない。つまり、手話通訳者なしで、聴覚障がい者を災害時にどのように避難場所まで安全に誘導できるか、ということである。

エ 聴覚障がい者とのコミュニケーション

災害時の聴覚障がい者とのコミュニケーションで大切なことは、と問うと、「早く逃げて！」というニュアンスを悲そうな顔で伝えてほしい」とのこと。一刻を争う災害時には、その緊急性を伝えることが第一。何が今起きているのか、どんな対処が必要なのか、ということを伝えるべきである。

しかしながら、災害時に、聴覚障がい者に対して的確な情報を伝えるためには、直接的なコミュニケーションをはかる以前に、ほかの手段で危険性を伝える必要がまずある。これを解決するためには、聴覚障がい者一人ひとりが、例えば携帯電話のメールでの情報交換を日常的に利用することが有効であり、また「光ランプ」や「電動バイブレータ」などの常置も必要となる。

身体障がい者（肢体不自由）の場合

ア 家族とのやりとり

60代後半の女性。30代後半の頃、歩道を歩いているところを、暴走車に轢かれ、頸椎を損傷。4年間の入院生活を経て、子どもの依頼で自宅に戻る。近所の「障がい者の集い」で励まされ、同会に入会、助け合いの精神を学ぶ。

車いす生活になってからの家族とのコミュニケーションについて問うと、「長男が最初はポケベルを、その後は、普及初期の頃に携帯電話を買ってくれた。携帯電話は家族とのやりとりに使った

身体障がい者のバス旅行の時にも、みんなのために使った」とのこと。

調査対象者は、携帯電話を、友人など、親族以外の人々とのコミュニケーションのために活用している。ポケベルから始まった近隣とのコミュニケーション歴は長い。今回の調査では、子細に渡ってお話を伺うことはできなかったが、携帯電話によるコミュニケーションに関するノウハウを蓄積されていることと思われる。

イ 家族のサポート

次に、家族による支援について問うと、「自分の母親も横須賀から来て手伝ってくれた。3ヶ月間、夫の姉が食事づくりをしてくれた」という。

ここで強調しなければならないのは、親族のサポートが受けられるかどうか、ということが要援護者の日常生活を支える上で極めて重要な役割を担っている、ということである。量的調査を行う時は、そのことをまずは把握する必要があると言えよう。

ウ 日常生活における困難

更に、車いす生活についての困難について尋ねると、まずは、「路上駐車」が問題だという。ちなみに、頸椎障害の方は、腰椎障害の方と異なり、段差を上げる時の衝撃がきつい。加えて、通行は右側よりも左側の方が楽だそう。

ここで逗子市の交通事情について考えてみよう。車のために段差が解消されている所はあるものの、車いすの利用者を考慮したバリアフリーが実現されているかと言えば、現実はまだ未整備の状況にある。要援護者にとって、移動の困難は健常者の想像をはるかに超えているのである。

電動車いすにかかわる困難について問うと、まず通行中の困難について、「お年寄りが急に止まったりするので心配」との答えがあった。スピードは国の基準があるが、手加減で速度を変えるようにしているという。電源は家庭用のACア

ダブタで充電するとのことで、1回の充電で自宅から市役所まで二往復は可能だが、バッテリーの消耗により出力は漸減するという。その修理に約20数万円かかる、とのことで、他にもタイヤの修理代も必要。パンクも心配事の一つで、予備を一つ用意しているという。

エ 防災の備え

「もしもの時の備えは」と尋ねると、「ウエストポーチに七つ道具を入れている」とのこと。近くの神社が避難場所だが、木の根などもあり、障がい者にとっては必ずしも安全な場所とは言えない。災害時の備えについては、20年前から乾パンなどの用意はしているものの、「容易に大災害は訪れない」とっており、近隣の人々と話し合った経験は特にないそうだ。

こうした災害に関する楽天的な考え方は、どうやら、被災体験と比例するようである。

オ 避難訓練について

避難訓練に参加して感じたことは、障がい者が参加したにもかかわらず、実際の訓練を体験することができず、訓練時には、健常者は障がい者のことを全く考えていないという。しかし問題の要因はむしろ、日常時のコミュニケーションの不足が健常者の不理解を生む最大要因なのではなかろうか。

訓練時でさえこのようなことが起きるとすれば、災害が起こったばあいに健常者の要援護者への対応がどのようなものになるのかは、想像に難くない。社会学では、自分のことしか考えないような現代的状況のことを「ミーイズム」と呼ぶが、これを防ぐことは難しい。あえていえば、そうした状況を認めた上で、近隣のネットワークに基づく要援護者救済のための措置を、健常者向けの防災体制と併行して形成すべきと言える。

カ 避難所について

この点についても重要な指摘があった。調査対象者によれば、避難所の生活が長引けば、障がい別の空間の確保が必要になる。確かに、緊急避難時は、ともかくも危険を避ける、ということで、初期対応の避難所は必要になる。しかし、避難所での生活が長引けば、障がい者の状況に応じて空間を確保する必要が生じる。健常者は、障がい者の生活を一括して捕らえがちだが、障がいの類別、そして程度に応じた生活があり、それを保障する必要がある。

避難所の在り方については、論者によって様々な議論が展開されるであろう。全体の統一を求めるか、個別の自由を尊重するか、それは為政者の最終決定によ

らざるをえない。だが、少なくとも要援護者のサポートに関する限り、避難所は障がい者の状況に応じた対応を考えるべきであろう。

1 知的障がい・身体障がい児の母親の場合

ア 入院と在宅療養

対象者は30代。結婚を期に逗子市に転入。夫と重度の知的障がい及び肢体不自由のある小学生の男児との3人家族。当初は子どもの障がいの関係で病院と療育の通所施設所及び自宅との往復だったが、小学校入学後からようやく市内の状況が解ってきた。妊娠8ヶ月の頃、出産まで2ヶ月間の入院生活を経験した。

ここでは、母、子、または家族が入院生活を送っている間に災害が発生した場合、病院にいるからといった安心感を抱くことは禁物である、とっておきたい。災害時は、救援のために医師、看護師等が通常の勤務ができないことが考えられ、また、薬物など衛生にかかる物資の不足も生じる。病院には一般市民が殺到し、かなりの混乱も想定される。市内には3箇所の産婦人科医院があるが、通院者を含め、災害時の医療機関の役割を確認しておく必要がある。

なお、子どもが新生児だった頃はいつ心不全になるかわからない状態だったため、自宅に心肺の音を確認する機器を持ち込んで身体の状態を確認をする毎日だった、とのこと。

在宅で医療機器を用いて重度医療等に関わっている者の避難は、当事者家族で完結できるものではなく、保健、福祉、医療等関係機関と連携した綿密な対応策を練っておく必要がある。今後、関係機関の連携も無い状態であることから、市の計画と整合をとりつつも真に優先されるべき支援の具体的な対策を考えることが重要である。

イ 家族の支援

結婚当初は、夫の職場は東京都にあり、日常的には市内に住む親族の協力があった。現在、夫は自宅近くに勤務しているという。

ここでは、災害の発生時間により、相互支援に当たれる家族の人数が異なり、安否確認の有無による精神的な負担度が変わってくることを指摘しておこう。

また、夫の勤務先の変更により、家族の心配感が減少したとはいうものの、家族の勤務先の事情や通勤時間の長短により緊急時対応が変化することを踏まえ、第一出勤の工夫は必要となる。

緊急時に夫は勤務先へ出勤する可能性が高い職種のため、母親単独で障がい児を避難させることになる。更に市内に住む夫の両親が健在ではあるが、その力は地域へ注がれる可能性が高く、母親を孤立化させる可能性が大きい。このことから、家族構成、員数、対応の可否など、それぞれの特性に応じた対応策＝役割を家族内で検討しておく必要がある。

なお、勤務先の防災計画の有無や勤務形態により、社員や職員の行動が変化することも認識しておかなければならない。

ウ 散歩

散歩は午前 10 時から 1 ～ 2 時間。子どもが指差す方向を目指して車いすで歩く。海岸では、砂遊びなどで 40 分間位過ごす。夏休みはほぼ毎日。体温調整ができないので脇、首、背中に保冷材を当てて体を冷やす。水分補給はスポーツドリンクを水筒に入れ替えて持参。熱中症にかかった経験もあり、体を冷やすために冷房の効いているコンビニエンスストアに駆け込んだり、冷却スプレーを利用することもある。なお、ここで「母親だから分かることなのか」と問うと、「ヘルパーだと分からないこともある」との回答が得られた。

まず「散歩」について、日ごろから市内をくまなく歩くことで、地域の特性や地形、公園や店舗など様々な状況を知り得ていることは災害時に大きな力となる。もちろん近隣及び広域的な災害マップの作成と更新は必要である。

次に、散歩の進行方向や目的地にもこだわりが強い場合、災害時のように本人のこだわりが極めて通り難い状況をどのように乗り越えるか、まず保護者や家族が考えておく必要がある。こうした性質は、家族以外の支援者には把握できていないことが多く、誰にどのような情報提供をしていくべきかが課題となる。こだわりについては、補給する水分の種類が特定されるか否かにもかかることと言える。

三つめに、体温調節については、要援護者にかかる体質的に必要とする措置を家族が十分把握し、一方では家族がいなくなった場合を想定した対応策を考えておくことが肝要である。

体を冷やすということについては、ライフラインが停止した生活では、自宅はおろか店舗の営業もできなくなることを考慮に入れる必要がある。生命の維持につながる対応策は、最低限保持することは当然であるものの、個人の努力ではなしえないことがほとんどである。行政はもちろん、保健、福祉、医療等関係機関が連携し、きめ細かな対応策を示しておくことが重要である。

最後に、ヘルパーも知らない事実があるという点については、家族しか知り得ない特徴や癖などがあり、これを知らずに対応した結果、二次災害を招くことも十分想定できることから、これへの対応策が必要となる。「あんしんカード」「支援シート」などを障がい児・者に携帯してもらうことも有効となる。

エ 入浴

入浴は大好きで、誰とでも一緒に入る。湯船には抱き上げて入れる。毎日午後 4 時頃と決まっている。本人のこだわりがこの時間を過ぎるとそわそわしてくる。

更に午後5時を過ぎると泣いてしまう。お風呂好きで1日3回位入る、という。避難所における入浴は、健常者でもままならないことは想定できるが、障がい者が入浴する場合、障がいの特性により限定された支援(時間帯、回数、入浴介助者の特定等)が必要となる。

オ 音

日常生活に関する特記事項としては、非常に音に敏感であるということが挙げられた。サイレンには非常に弱い。電話もベルの音がしないように設定し登録番号しか繋がらないようにしてある。FAX電話はおやすみモードに。自閉症も比較的音に敏感なので、状況を理解している母親同士であれば互いの電話は気を遣い、まずメールを送るなどの工夫をしたりする。自宅前の線路で上り下りの電車がすれ違う時に警笛を鳴らす。すると子どもは泣いて床をはい回ったり、家具や壁に自らぶつかってしまう状況を招く。音に慣れるものでもない。母親が言うように、ことに自閉症の人は音に非常に敏感で、健常者には計り知れないものがある。とはいえ緊急避難場所で音を封鎖することは非常に困難であることから、最低限消音を保てる空間が必要となる。

当事者同士なら理解が早くとも、逗子市の場合障がい者人口は健常者の約3.7%であることを考慮すると、障がい全体に対する理解をどこまで求められるか、障がい者にとって非常に心もとない社会生活を送っていることになる。そうした中での緊急時態勢をどのように考えていくかを念頭においた計画づくりが求められる。

音への慣れ、という点については、不特定多数が集合する避難所において、障がい者の必要とする空間を確保すること、障がいの違いにより求める空間が異なることを十分理解すること、他からの影響により緊張した障がい児者に安心感をもたらす近親者または理解者が付き添い常に障がい児者に対応できることなどが、障がい者を受け入れる避難所の最低限の条件になる、ということをおぼろげに忘れない。このような条件を満たす環境を即時に設置することは考えにくいことから、福祉避難所では事前に支援策等の準備をしておく必要がある。

カ 小学校生活

小学校に入学してからは、同年代の友達が増え、刺激をもらうことで心身ともに非常に成長してきた。本人は学校が好きで楽しく過しているが、反面疲れるのが午後6時頃から翌朝午前5時頃まで寝てしまう。環境の変化により刺激を受けやすい児童は、避難所という慣れない環境に不本意ながらも身を置かざるを得ない状況に至った時、かなりの興奮状態や緊張等により心身に変調をきたすことは明らかであり、その負担も大きくなる。また、障がいにより現れる状態も個々

一様ではない。つまり、障がいにより必要とされる支援はそれぞれ異なるため、少なくとも健常者とは別の環境作りをする必要がある。

また、そこに見知った人間や障がいに対する理解者がいる場合といない場合の精神的な負担の違いは大きい。

大好きな学校生活でも、友達との付き合いや授業などの集団生活においては非常なエネルギーを要するうえ、日常とは異なる精神的にも体力的にも大きな負担を負うことは明らかであり、まして災害時にどのような状態になるかは保護者でも想像がつかないのではないか。ここでも環境整備の配慮は重要な要素であることがわかる。

キ 災害時への対応

「地震や大雨等の災害時緊急避難の際の問題点などについて考えているか、また、今まで危険な目にあったことはないか」と問うと、以下のような答えが返ってきた。

今は特に決めていない。夫と話をしたが、夫は勤務先の性格上、災害時にはすぐ駆けつけなければならず、自宅は自分と子どもの二人きりになりマンション3階にある自宅からどのように避難するかは課題となっている。位置的にエレベーターの利用は難しく反対側には避難用の縄梯子があるが、体重 22 kgある子どもを背負っての利用は無理。本当に災害があったら、避難が遅れるかもしれないという。

ここでまず考えたいのは、現在、災害時の備えや避難について話し合いのもたれている家庭はどれほどあるだろうか、ということである。逗子市は大正 12 年相模湾沖に発生した関東大震災以来、大きな災害の経験のない地域であり、被災時の困難さが具体的に掴めていないと言える。これが「自分は大丈夫」につながり個々の家庭の具体的な災害対策が未整備となる要因にもなっている。

また、障がい児者一人に対し何人の支援者が対応できるのか、支援者の人数や配置を考えておきたい。

避難の方法については、自宅マンションから避難することを想定した場合の不安や危惧から、具体的な避難方法が編み出せるのではないか。ではどうしたらよいか、何をすべきかを日ごろよりまず家族で話し合っておくことが大切である。

障がい者団体やグループにおける日ごろの話し合いや避難訓練等を実施している場合、していない場合のいざと言う時の繋がりやの違いは大きい。地域別や年齢別、役割分担等当事者同士の支援は大きな力となる。しかし、この調査対象者の場合、自宅の避難所は正式には本人が認識している小学校ではなく、そこから更に徒歩 5 分程度かかる場所である。正式な避難場所や位置確認とともに、日ごろから自分なりの第 2 第 3 の避難所を設定しておくことが、想定できない様々な事象に対処しやすい状況をもたらすのではないか。

ク 避難場所について

避難場所については以下のような答えが得られた。

避難所をどうしようかと思う。自宅地域の避難所は地元の小学校。避難ルートは旧くからの住宅地で崩れる危険性のある古い塀があり、子どもを背負って歩けるか心配。また、地元の小学校に通学していないため、この地域に顔が知られていないことも心配。本人のプロフィールはランドセルに入れようと思っている。ふだんも車いすで散歩していると「どこの子？」という目で見られる。近所の住民には知ってもらっているが、一歩外に出ると全然分からなくなる。地元小学校に関しては特別支援教室のことも、体育館への行き方も知らない。顔なじみがないので避難所では孤立してしまう。避難所と通う学校が異なる。

なお、新しい環境への対応についての心配もある。慣れない環境におかれた場合、そのときの体調や音の状態にもよるが、知った人がいてもいなくても興奮する。興奮すると泣き喚き、奇声を発するので、同じ部屋になると同室の人も限界だし本人も厳しい状況におかれる。一時的には集合しても時間を置かずタイプ別に分けてほしい。

最後に、自治会への参加状況を問うと、「夫が今年たまたま順番で、最近も会合に出席した」との回答が得られた。

まず、避難場所については、避難所に対する様々な不安や懸念は即解消しておくことが必要ではあるが、そのほとんどは恐らく個人では対処できないことであり行政の対応策が求められる。

次に、避難場所への移動についてだが、日ごろの散歩ルートに避難経路を組み込み、安全の確保できるルートを確認しておくことは有効である。また、地元の小学校へ通学していないことも障がいがあるがゆえの困難性がここでも顕著となっている。避難所内の孤立化は心身ともに非常に負担を強いることから、何としても避けなければならない。日ごろの学校生活の場と避難場所の地域が異なることが与える影響は当事者により異なるが、緊急事態だからこそその慣れた空間が必要であることは以上のことにより明らかである。

さらに、近隣への周知ということについては、現在、本市においては手挙げ方式の「災害時要援護者支援制度」の名簿を作成しているが、大災害の場合はまず近隣住民に日ごろから要援護者の存在を知ってもらっているかが大きな要素になるということである。日ごろの付き合いを深め、特徴的なことが地域で理解できているか否かは円滑な支援を実行するための大切な要素になる。

最後に、実際に対象者の自宅地域の広域避難所は、地元の小学校ではなく更に遠い場所にあることも見逃せない。広域避難場所や地元の小学校へ至る道のりは、前出のように困難が予想されることから、一定の規模の空間を求めるとしたら広い敷地のある施設などを利用することも考えられる。いずれにせよ、自治会、町

内会等を始め、地域の支援をどのようにしていくかが今後の大きな課題となっている。現在もそれぞれの活動はあるが、地域や団体により異なり、その対応によって支援の格差が生じる。地域、団体、行政等重層的な支援策が求められるが、残念ながら要援護者に対する理解は未だ未成熟である。行政からの啓発等の努力はもちろんのこと、当事者自らが地域に参加していくことも求められる。

なお、市内の自治会町内会の加入率は 68.6%。自主防災組織の 68.4%ともすべてが連動はしているものではない。自治会等の設置地域でも住民の 100%が加入しているとは限らないことから、いざという時の組織力に不安がある。住民一人ひとりが隣近所、周辺の状況確認をするところから始めている地域もあり、こうした努力を地道に重ねていくことがいざという時の大きな力となる。

2 知的障がい・身体障がい児の母親の場合

ア 緊急事態

対象者の長女は20代後半で、重度の知的障がい、かつ肢体不自由。10代後半から更生施設に通所。20代前半からはケアホームへ。土日は帰宅。

まず、「ふだんのコミュニケーションや連絡方法は」と問うと「表情や指差しによる」とのこと。長年の積み重ねによるという。

次に「緊急事態などはあったか」と問うと、以下のような答えが返ってきた。

小さい頃、家からいなくなったことがある。3～4歳のころ、気づいたら居ないことが2回ほどあった。1回は近所の家に行った。1回は近所の公園の滑り台の上に行った。日中のことでちょっと目を離した隙にいなくなった。いずれも対象者が探し出した。行動範囲は狭いので、公園までの範囲だと思った。今は一人でどこか行くことはない。介助者なしで行動することがない。

そこで、「もしもの時を想定しているか」と問うと「どうしたらよいかわからない」との答え。GPSは持たせておらず、「いなくなるとは思っていない。いつも誰かと一緒なので、介助する人がいなくなったらどういう行動をするかわからない」という。

以上から言えることは、災害を想定した準備行動があまりとられていないということである。その根拠は「一人きりにしたことがない」ということにあるが、災害時に本人がどのような行動に出るのかを予想した上での準備行動が必要である。

イ 施設及び家族との連絡

次に施設への連絡について問うと、「両親と妹の連絡先を教えてある」とのこと。携帯電話が繋がらなくなったら、災害用伝言ダイヤルを使うという。家族での取り決めについては、「夫は勤務が東京なので2、3日帰ってこれないと思う。避難所に行く時は家に張り紙をしておこうと思っている」という。

ここで言えるのは、緊急時の家族との連絡手段に心配があるということである。災害時には複数の連絡手段を確保し、リスクの回避を図る必要がある。

ウ 備蓄について

備蓄については、「余りしていない。水とカンパンくらい」とのこと。災害が起こったら、と考えて阪神大震災の本を取り寄せてモデルにしており、軍手、ビニール袋等防災グッズが玄関の近くに置いてあるという。「御主人はその所在は

知っているのですか」と問うと「話はしてあるが意識しているかどうかは疑問」との答え。

ここでは、大切なことと意識しながら案外と忘れがちな家族間の共通認識を確認するために、備蓄が十分であるかといった具体的な例から防災全体に対する家族内での話し合いが必要であるといえる。

エ サポートカードについて

要援護者の登録について問うと、登録はしているが市の要援護者登録制度ができる前に浜松の育成会で作成したものを参考にして、住所、家族について逗子育成会(市内障害児者親の会)で作成した。

独自で作成した情報は生かせるものが多い。「子どもに関する情報は本人が伝えられない情報を他者に伝えるのが目的。親が元気ならよいが、子どもだけ残されたら大変」この情報は、かばんに入れてあるという。

もっとも、「自分が作成したサポートカードを災害時に使うのはよいが、情報が漏れて犯罪等に使われると困ると思う」とのこと。防犯と防災という二つの目的にかなった情報の所持方法の開発が待たれる。

オ 施設の対応

施設の防災について問うと、「通所施設が災害時に福祉避難所になるという取り決めを市と結んだので避難所生活への不安は少し減った。ケアホームは5部屋。日常的には職員のスキルは高い。避難訓練もしている。しかし、ケアホームにいる時に災害が起きたらどうしようと思う。夜間の職員は一人体制だが、ひとりで5人の利用者の避難は難しいと思う」とのこと。

ここでは、施設の防災について疑問が投げかけられた。夜間の防災措置については、関係諸機関との連携も含めた体制づくりが必要である。

1 - 2 重要課題

以上のとおり、7つのケースについて検討を加えてきましたが、そこから抽出された重要課題を分類整理すると次のとおりとなります。

(1) 要援護者の把握に関する事項

データの整備

- ア 要援護者に関する固有情報の把握
- イ テープなど、聴覚障がいに対する防災資料の作成
- ウ 近居親族の有無の確認
- エ 地域的範囲の再検討
- オ 地区別の地域的範囲の設定
- カ 地域別・要援護者の類別に基づく携帯電話所有のデータの作成
- キ 避難場所での生活に関する情報提供

(2) 要援護者情報の共有に関する事項

組織間ネットワークづくり

- ア 対象者の類別ニーズに応じた情報ネットワークの形成
- イ 近隣による見守りネットワークの確立
- ウ 若い母親たちの情報ネットワークの形成
- エ 医療機関を中心とした連絡網の形成
- オ 新生児や乳幼児への対応をめぐる行政、医療機関等との連携
- カ 医療機器・生命維持装置に関する検討

情報の共有

- ア 民生委員・児童委員と要援護者による情報の共有化
- イ 行政内部での要援護者に関するデータの共有化

(3) 要援護者の支援に関する事項

マップ及びガイドの作成・配布

- ア 過去の事例に基づいた近隣及び広域的な災害マップの作成
- イ 支援者向けの要援護者への対応ガイドの作成

組織形成と組織対応

- ア 災害時の医療機関の役割の明確化
- イ 避難所運営委員会との連携
- ウ 手話通訳者配置計画の策定
- エ 聴覚障がい者の避難場所への誘導體制の確立

要援護者自身及びその家族の防災活動の促進

- ア 自宅内の防災対策の推進
- イ 災害時を想定した携行品の再確認
- ウ 家族の行動パターンの把握及び役割の確定
- エ 危機意識の醸成・共有
- オ 避難所までのルートの確認作業
- カ 幼少時からの防災教育
- キ 障がい児・者が携帯する「あんしんカード」などの啓発
- ク 災害時の家族との複数の連絡手段の確保
- ケ 具体的な避難方法の家族による話し合い
- コ 自分なりの第2第3の避難所の設定
- サ 日ごろの散歩ルートへの避難経路の組み込み

防災訓練の実施

- ア 防災訓練への具体的な参加
- イ 地域における防災訓練の促進

要援護者にかかる避難所の検証

- ア 要援護者の状態に応じた広域避難場所の在り方の検討

- イ 福祉避難所の役割の確定
- ウ 要援護者の状況に応じた避難場所の設置
- エ 避難場所における要援護者の特性に応じた空間の確保

P R 活動

- ア 災害に対する楽観的考え方の払しょくのための P R
- イ 携帯電話常時携行・連絡手段手元配置の必要性の P R
- ウ 携帯電話によるコミュニケーションに関するノウハウの伝達
(メール対応など)
- エ G P S システム所持の検討
- オ イベントにおける防災アナウンス
- カ 障がいに対する理解の促進

防災装置の設置

- ア 非常時通信システムの確立
- イ 危険区域内での視覚障がい者向け情報伝達装置
- ウ 「電光掲示板」の検討
- エ 聴覚障がいにおける「光ランプ」や「電動バイブレータ」などの検討

円滑な避難のための交通政策

- ア 路上駐車、違法駐輪及び自転車の暴走行為などの排除

1 - 3 まとめ

今回のプラン作成には、「質的調査」の手法を取り入れました。質的調査とはアンケート等に基づく一定量の動向を把握して計画に反映させる手法（量的調査）とは異なり、ある対象者へのインタビューなどに基づき個々の事例を調査する中で課題と解決策を抽出する手法（質的調査）です。

その際、留意したことは、要援護者の抱えた問題を、外側からの思い込みによるのではなく、要援護者自身のことばで語ってもらい、彼らが抱える問題の要因を様々な角度から考察した上で、そこから行政の課題を抽出し、それを実効性のある施策に結びつけよう、ということでした。

そのために、具体的には以下のような方法を用いました。すなわち、要援護者をカテゴリーに分類、それぞれのカテゴリーに最適なケースの抽出、ケース別のインタビューの実施、インタビュー結果からの課題の抽出、それらの課題を厚生労働省の提示した3つの柱、すなわち、要援護者の把握に関する事項、要援護者情報の共有に関する事項、及び要援護者の支援に関する事項、に基づき整理することでした。こうした方法を通じて、逗子市の福祉プランを見直し、具体的な施策を導き出そうとする試みは、整理された課題の意義を検討していただければ明らかになると思います。

今回の試みから得られた課題は膨大な数になります。これらは、逗子市の災害時の要援護者サポートのための施策を導く課題の、ほんの一部に過ぎません。ケースの検討が示す膨大な課題を前にし、何をなすべきか、その方向性を示すための方策をまずは考えることにしました。

そこで、優先順位に従って施策を定めることが大切だと考えました。質的調査は、そのための第一歩です。この観点に立って、逗子市は要援護者が抱える問題を掘り起こす作業を行いました。

今回は、具体的な施策を、厚生労働省が示した3つのポイントに沿って整理しました。それは、未曾有の災害の襲来に基づく応急的な措置、という側面をもっていますが、そうした厚生労働省の指針に沿って、今回は逗子市の抱える課題を整理しました。

しかし、そうした応急的な措置を超えて、災害時における要援護者の恒久的なサポートを考えなければなりません。そのためには、住民相互の思いやりの醸成、地域での相互サポートの態勢づくり、それらを実現するための組織づくりが重要になります。

なお、これらの3つを実現するためには、まずは、要援護者のサポートという観点に基づいた範囲を定めることが必要です。今回の調査から明らかになったことの一つは、従来のおおまかな範囲が必ずしも有効であるとはいえない、ということです。おおまかにいえば、「谷戸」などの地勢を基礎的範囲とすべきところ

と、従来の範囲が有効なところ、この二つが存在するという事です。

そこで、上記の施策を実現するために、人々の日常の結びつきを基礎とした、範囲の確定の必要性が明らかになりました。この作業は、行政、社協、民間企業、地域住民の合意に基づいて実施しなければなりません。

次に、すでに述べたように、そうした範囲別に、要援護者の各カテゴリーに基づいたきめ細かな施策を定めることが必要になってきます。避難所の見直しも、そうした施策のもとに進められることが望まれます。

さらに、施策の実施にあたっては、逗子市地域防災計画及び国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインなど関連する計画や関連機関との連携を前提とすべきです。ことばの上の連携ではなく、具体的な課題の検討に基づいた、真の連携が求められます。

このように、今回の質的調査は、福祉プランが求めている、きめ細かな要援護者のサポートを確立するための基礎的な作業の一つに過ぎません。その意味で、課題を発掘し、その対策の構築や改善の作業は次期計画の策定に至るまで、継続することが必要になります。こうした試みを行い続けてはじめて、逗子市の福祉プランは優しさと暖かさを持ち、実現すると考えています。

1 4 要援護者聞き取り調査作業部会開催経過

平成21年 4月28日（火）

知的障がいをもつ母からの聞き取り調査

平成21年 7月17日（金）

視覚障がい者本人からの聞き取り調査

平成21年 8月 3日（月）

身体（肢体不自由）障がい者本人からの聞き取り調査

平成21年 8月17日（月）

独居高齢者本人からの聞き取り調査

平成21年 8月19日（水）

生後3カ月の乳児をもつ母からの聞き取り調査

平成21年 8月24日（月）

知的障がいにかつ身体（肢体不自由）障がいをもつ母からの聞き取り調査

平成21年 8月25日（火）

平成21年 8月 3日に聞き取り調査を行った身体（肢体不自由）障がい者本人からの第2回目の聞き取り調査

平成21年 8月26日（水）

知的障がいにかつ身体（肢体不自由）障がいをもつ母からの聞き取り調査

平成21年 9月 1日（火）

聴覚障がい者本人からの聞き取り調査

1 5 聞き取り調査にかかるカテゴリー別対象者数

(平成21年11月30日現在)

独居高齢者数		1,233人
乳幼児数	乳児	413人
	幼児	2,481人
視覚障がい者数		122人
聴覚障がい者数		144人
肢体不自由者数		836人
知的障がい者数		238人

2 語句の説明

(50音順)

安心生活創造事業	<p>逗子市では、県内市トップの高齢化が進んでおり、高齢者が安心、安全に暮らせるまちづくりを推進していますが、中でも一人暮らしの高齢者世帯等への取り組みを大きな課題として位置付けています。</p> <p>平成21年度から地域福祉を進めるため、生活基盤の支援を必要とする高齢者・障がい者などの所在とニーズを把握し、支援を必要とされる人が漏れなくカバーされる体制をつくるために、社会福祉協議会と協働し、地域の皆さんの力も借りながら事業を展開しています。</p>
カモミール	<p>精神障がいのある方の生活スタイルにあわせた支援の場・相談の場を提供するための施設です。</p> <p>住所 逗子市逗子4-3-5 電話 046-872-4551</p>
サポートカード	<p>住所、氏名、緊急連絡先等が記載されている支援カードです。逗子市では、障がい者に対し個人に必要な情報を記入できる「防災安心カード」を配布しています。</p>
サマースクール	<p>サマースクールは社会福祉施設での日々の活動体験や、施設利用者とのふれあいの中から、いのちの尊さを学び、また、社会福祉事業への関心を持ってもらうことを目的とします。又、障がい者・高齢者が抱える課題などについて理解と関心を深め、地域社会の一員として主体的にボランティア活動などに参加する意義を学び、地域社会の担い手としての意識を高めることをねらいとします。</p>
支援センター風	<p>障がいのある方の生活スタイルにあわせた支援の場・相談の場を提供するための施設です。</p> <p>住所 逗子市桜山7-12-4 電話 046-870-5280</p>
自主防災組織	<p>災害時に地域住民同士が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。</p>
逗子清寿苑	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p>住所 逗子市久木8-1290-1 電話 046-873-8902</p>
逗子ホームせせらぎ	<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p>住所 逗子市池子3-789 電話 046-873-2501</p>
福祉教育セミナー	<p>社会福祉協議会では、学校での福祉教育のねらいやその在り方について、地域の福祉課題を見つめ課題に即した福祉教育を学校を含む地域の場でどのように作り出ししていくかについて協議しています。</p>

防犯推進連絡協議会	<p>市民、地域団体、事業者、行政機関等が連携・協働して安全・安心なまちづくりを推進することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる逗子市の実現を目的としています。</p>
ボランティアセンター	<p>ボランティアセンターはその拠点を逗子市社会福祉協議会と市民交流センターへ置き、次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、援助 ・ ボランティアの登録・紹介 ・ ボランティアニーズの需給調整 ・ ボランティア活動に関する調査・研究 ・ ボランティア研修及びボランティアの育成 ・ ボランティア活動の啓発及び助成支援 ・ ボランティア活動に関する情報収集及び提供 ・ ボランティア活動に関する連絡、調整 ・ 福祉教育の推進 ・ 逗子市ボランティア連絡協議会との連携 ・ その他目的達成に必要な事業
ボランティア村	<p>毎年 10 月に開催する市民まつりでボランティア村を開催します。「ボランティア村」では、希望団体がそれぞれの活動体験やPRを行う参加型のボランティア企画をします。様々な企画の中で、様々な立場の方々がお互いに顔の見える関係を構築し、ひいては世代間交流の場とします。</p>
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。</p> <p>民生委員は児童委員を兼ねています。</p> <p>民生委員・児童委員の中で、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、活動を通して区域担当児童委員と協力する方が主任児童委員です。</p>

3 開催状況及び名簿

逗子市福祉プラン推進協議会の開催状況

回	開催日	議 事
1	平成 21 年 12 月 14 日	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)後期実施計画(素案)について (3) 逗子市次世代育成支援行動計画《後期計画》 みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市(案)について (4) その他
2	平成 22 年 1 月 25 日	(1) 逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)後期実施計画(案)について (2) その他
3	平成 22 年 3 月 25 日	(1) 逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)について ・パブリックコメントの実施結果について (2) 逗子市次世代育成支援行動計画について ・パブリックコメントの実施結果及び、提出された意見の反映状況(案)について ・逗子市次世代育成支援行動計画《後期計画》 みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市(案)について

逗子市福祉プラン推進協議会 委員名簿

会長 副会長

委員名	選出母体等
秋 山 薊 二	関東学院大学教授
吉 瀬 雄 一	関東学院大学教授
松 井 一 郎	前国立小児医療研究センター部長
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学教授
新 保 幸 男	神奈川県立保健福祉大学教授
岩 橋 誠	公募市民
羽根川 康 子	公募市民
秋 間 禮 二	社団法人逗葉医師会
松 岡 晃	逗葉歯科医師会
富 田 邦 衛	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会
広 瀬 信 子	逗子市商工会
内 野 友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会
早 野 順 子	逗子地域婦人団体連絡協議会
清 水 博	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
増 沢 隆 夫	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

逗子市福祉プラン推進協議会地域福祉計画部会の開催状況

回	開催日	議 事
1	平成 21 年 11 月 30 日	(1) 部会長及び副部会長の選出について (2) 逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)後期実施計画(素案)について

逗子市福祉プラン推進協議会地域福祉計画部会 部会員名簿

会長 副会長

部会員名	選出母体等
吉 瀬 雄 一	関東学院大学教授
三 浦 幸 子	公募市民
富 田 邦 衛	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会
佐 藤 伸 子	逗子市商工会女性部
清 田 祐 介	社団法人 逗子葉山青年会議所
石 井 四 郎	逗子市ボランティア連絡協議会
内 野 友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会
丸 林 桂 一	逗子市老人クラブ連合会
徳 本 郁 子	逗子災害ボランティアネットワーク

逗子市福祉プラン
(逗子市地域福祉計画)
後期実施計画

2010年(平成22年)3月

発行 逗子市

〒249 - 8686

神奈川県逗子市逗子 5-2-16

TEL 046-873-1111

syakai@city.zushi.kanagawa.jp

編集 逗子市 福祉部社会福祉課

